

# 前回頂いた御指摘事項に関する資料

## <救済給付>

1. 療養手当等について

## <制度運用>

2. 環境再生保全機構におけるがん相談支援センター及びがん情報サービスサポートセンターの周知について
3. 救済制度における申請の促進について

## <健康管理>

4. 神戸市における石綿(アスベスト)健康管理支援事業について
5. 石綿読影の精度に係る調査事業について

## <調査研究>

6. 中皮腫の治療研究の支援に係る政府の方針について

令和5年3月31日

1

## 1. 療養手当等について

2

# 被認定者の介護等の実態調査結果

- 平成28年取りまとめを踏まえ、平成29年度に「石綿健康被害救済制度被認定者の介護等の実態調査」を実施した。
- その結果、**衛生材料、入通院及び介護保険(自己負担)にかかる主な費用は、平均すると各月約1～2万円**であった(下表:第3回資料3より再掲)。
- 療養手当は、疾病の予後の悪さを特に考慮し、実際に要した介護費用相当額の実費ではなく、**定型化された定額の給付(月103,870円)**が一律に行われている。

	療養中の被認定者	死亡被認定者
自己負担している 衛生材料費	平均：2,098円  〔 衛生材料利用者(26.4%)の 平均／中央値 7,957円／2,000円 〕	平均：6,316円  〔 衛生材料利用者(87.8%)の 平均／中央値 7,193円／4,500円 〕
通院に係る交通費	6,164円／1,667円	10,746円／5,000円
介護保険に係る自 己負担額(※)	平均：2,303円  〔 介護保険認定者(18.6%)の平均 11,995円 〕	平均：7,906円  〔 介護保険認定者(61.7%)の平均 12,541円 〕
合計額	平均：10,565円	平均：24,968円

※ 調査結果及び「介護給付費等実態統計(令和4年6月分)」を基に、要支援・介護度別の自己負担額を用いて平均負担額を算出(第3回資料3参照)。

3

## 介護保険制度による医療系サービスについて

- 療養手当の受給とは別に、救済制度の認定者は、介護保険制度の対象要件を満たす場合、**介護保険制度による医療系サービスについても、自己負担なく利用できる。**

### 石綿健康被害救済制度と介護保険との関係

石綿健康被害救済制度で認定された方が介護保険制度の対象者<sup>※</sup>である場合、介護保険制度によるサービス(すべての医療系サービスと介護老人保健施設サービスにおける所定疾患施設療養費等に限る。)の利用者負担額について、石綿健康被害救済制度による公費負担医療の支給対象となります。なお、対象となる医療系サービスは以下のとおりです。

- ▶ [\(a\) 訪問看護](#) ▶ [\(b\) 介護予防訪問看護](#) ▶ [\(c\) 訪問リハビリテーション](#)
- ▶ [\(d\) 介護予防訪問リハビリテーション](#) ▶ [\(e\) 通所リハビリテーション](#)
- ▶ [\(f\) 介護予防通所リハビリテーション](#) ▶ [\(g\) 短期入所療養介護](#)
- ▶ [\(h\) 介護予防短期入所療養介護](#) ▶ [\(i\) 居宅療養管理指導](#) ▶ [\(j\) 介護予防居宅療養管理指導](#)
- ▶ [\(k\) 介護保健施設サービス\(所定疾患施設療養費等に限る\)](#) ▶ [\(l\) 介護療養施設サービス](#)
- ▶ [\(m\) 介護医療院](#)

## 2. 環境再生保全機構における がん相談支援センター及びがん情報サービス サポートセンターの周知について

5

### がん相談支援センターに係る周知


- 環境再生保全機構のホームページにおいて、「がん相談支援センターで相談できること」及び「がん相談支援センターの探し方」について掲載している。

#### がん相談支援センターについて

全国のがん診療連携拠点病院等に設置されており、患者さんやご家族等に対し、がんに関する一般的な情報の提供、療養に関すること、医療費に関することなどの相談に応じています。

#### 主な業務内容

- がんの病態、標準的治療法等がん診療及びがんの予防・早期発見等に関する一般的な情報の提供
- 診療機能、入院・外来の待ち時間及び診療従事者の専門とする分野・経歴など、地域の医療機関及び診療従事者に関する情報の収集、提供
- セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介
- がん患者さんの療養上の相談
- 就労に関する相談（産業保健等の分野との効果的な連携による提供が望ましい。）
- 地域の医療機関及び診療従事者等におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供
- アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する医療相談
- HTLV-1関連疾患であるATLに関する医療相談
- 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援
- 相談支援センターの広報・周知活動
- 相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向上に向けた取組
- その他相談支援に関すること

がん相談支援センターについては、[「がん相談支援センターの探し方」](#)（外部リンク：国立がん研究センター）  
 をご覧ください。

# がん情報サービスサポートセンターに係る周知

- 環境再生保全機構はがん情報サービスサポートセンターの周知も実施しており、当該センターは患者・家族の個々の状況に応じた支援(がん相談支援センターの探し方等)を行っている。

国立がん研究センター がん情報サービスサポートセンター

がんに関する心配ごとや知りたい情報をお電話でご相談できます。

電話番号：0570-02-3410

## 相談できる内容

- 治療や療養に関するご相談、がん情報のご案内、ご心配なこと、お困りのことの解決のためのお手伝い
- 全国のがん診療連携拠点病院にあるがん相談支援センターのご案内やご利用方法のご紹介
- がん対策情報センターで発行している書籍や冊子の入手方法のご案内
- がん情報サービスで提供しているがん情報の探し方、利用の仕方のご説明
- 院内がん登録のデータに基づき、全国のがん診療連携拠点病院、都道府県推薦がん診療病院など、院内がん登録データを国立がん研究センターに提出した施設の症例数のご案内



## ご利用できる方

- がん患者さんご本人
- ご家族やご友人など、身近にがん患者さんがいらっしゃる方
- そのほか、がんに関してお悩みがある方

環境再生保全機構ホームページより抜粋 7

## 3. 救済制度における申請の促進について

- 労災制度は、原則として健康保険の診療報酬点数表に従いつつも、診療単価、初診料、再診料、処置、手術、リハビリテーション料の一部及び入院基本料等の額又は点数等については、独自の診療報酬体系(「労災診療費算定基準」)を有する制度である。
- その独自の項目の一つが、石綿疾患労災請求指導料(※)である。

※ 石綿関連疾患(肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚に限る。)の診断を行った上で、傷病労働者に対する石綿ばく露に関する職歴の問診を実施し、業務による石綿ばく露が疑われる場合に労災請求の勧奨を行い、現に療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書(告示様式第5号)又は療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書(告示様式第7号(1))が提出された場合に、1回に限り算定できる。  
なお、当該指導料は、労災請求された個別事案が業務上と認定された場合のみ支払われる。  
(「労災診療費算定基準について」から一部抜粋)
- 他方で、石綿救済制度は、公費負担医療制度であって、医療費の算定については、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例によるものであり、独自の診療報酬体系を有する制度ではない。
- また、文書料については、他の公費負担医療制度においても、生活保護等を除いて、自己負担とされている。

## 4. 神戸市における 石綿(アスベスト)健康管理支援事業について

- 「石綿を吸い込んだ可能性」の有無及び「経過観察」の要否は、石綿関連所見を踏まえた医師の判断に委ねられている。



## 【健康被害に係る支援制度】

石綿(アスベスト)を扱う仕事をしていた方や、受診の結果引き続き検査による経過観察や治療が必要であると診断された本人及び家族は、以下の制度の対象になることがあります。

### 1. 「神戸市石綿(アスベスト)健康管理支援事業」

- 対象者：神戸市内に居住し、石綿を吸い込んだ可能性があり、指定の医療機関での精密検査の結果、胸膜プラーク等の石綿関連の所見により、引き続き「経過観察」が必要であると診断を受けた方で、「2. 石綿健康被害救済制度」や労災保険制度など「3. その他」の制度(P3参照)が対象外の方。
- 支援内容：「アスベスト健康管理手帳」を交付。これにより指定の医療機関(下記参照)での経過観察(胸部X線検査・胸部CT検査)に要する検査費用を助成。
- 申請窓口：各区・支所保健福祉課(保健センター)



神戸市ホームページより抜粋 11

## 5. 石綿読影の精度に係る調査事業について



- 平成27年度～令和元年度に行った「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」においては、エックス線検査及びCT検査による初期評価に加えて、定期的なエックス線検査等によって石綿ばく露者の健康管理を行う検診モデルについて調査・検討が行われた。
- 当該最終とりまとめにおいて、公共政策として検診モデルを積極的に推進する根拠は弱いと総括された。他方で、一般住民については、既存検診の機会を利用して石綿関連疾患が発見できるような体制を整備することが望ましいとされた。
- これを踏まえ、令和2年度から環境省において、既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、自治体の石綿読影の精度向上に向けた知見を収集することを目的として、自治体に委託を行い、「石綿読影の精度に係る調査事業」を実施している。
- 当該事業において、参加者は自己負担のない形で、石綿ばく露状況についての問診票を記載した上で、自治体の既存検診を受診し、医師が必要と判断した場合には精密検査の受診が可能となっている。
- 当該事業の実施期間は、令和6年度までを予定しており、当該事業において自治体の石綿読影の精度確保に向けた知見を収集しながら、石綿読影の精度確保等に関する検討会において、健康管理の在り方について引き続き必要な検討を行う予定である。

## 6. 中皮腫の治療研究の支援に係る政府の方針について

○参議院議員辻元清美君提出石綿健康被害救済基金の治療研究への活用に関する質問に対する答弁書  
(令和4年12月13日閣議決定)

二の2について

(質問)

患者団体からは、最も予後が悪いとされている「中皮腫」に関しても、決して諦めて死に向かうのではなく、「中皮腫を治せる病気にしてほしい」との切実な声も上がっている。これまでの中皮腫の治療研究に関する政府支援にはどのようなものがあったのか。また今後、更なる支援を行う必要があるという認識か。

(答弁)

お尋ねの「中皮腫の治療研究に関する政府支援」としては、厚生労働省において、悪性中皮腫を含む希少がん及び難治性がんに係る治療薬の開発等に関する研究並びに中皮腫等に係る治療手法、ケア手法等に関する研究に要する費用に対して、それぞれ財政的な支援を行ってきたところである。今後についても、必要に応じた支援を進めてまいりたい。

二の3及び4について

(質問)

治療研究の促進について、厚労省と環境省が連携して行ったこれまでの取組にはどのようなものがあるか。また今後、連携した取組を進めていく必要があるという認識か。特に、治療研究の促進について具体的な成果を実現するためには、環境省と厚労省など関係省庁が連携して「中皮腫治療推進戦略会議」を設置し、そこで戦略的な計画を立案し、予算・人的体制なども含めた対応を行うことも極めて重要と考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

(答弁)

お尋ねの「厚労省と環境省が連携して行った」「治療研究の促進」に係る取組については、厚生労働省において、これまで、環境省から関係団体の要望を通じた治療研究に資する情報の提供を受けながら、中皮腫を含む希少がん及び難治性がんに係る治療等の研究を支援してきたところであり、現時点において、御指摘のように「中皮腫治療推進戦略会議」を設置し、そこで戦略的な計画を立案し、予算・人的体制なども含めた対応を行う必要があるとは考えていないが、引き続き、関係省庁で連携しつつ必要な支援を進めていく考えである。